

# 法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-09-03

## 第九十五条修正案

---

(発行年 / Year)

1910



第九十五條修正案 梅謙次郎提出

第九十五條中「又ハ善良ノ風俗ノ七字ヲ削除ス  
 (理由) 法律行為ノ善良ノ風俗ニ及スルコト  
 ヲ得サルコトハ羅馬法以來 (X. l. lxxv. D. i.)

*de iustis negotiis p. in antiquis* § 1. 17) 法律者  
 ノ常ニ說シ所ニシテ澳國民法ヲ除ク外  
 國ノ立法例モ亦此規定ヲ採用セリ是レ蓋  
 シ我法典ノ之ヲ取レル所以ニシテ又原案  
 ニ之ヲ存シタル所以ナルヘシ然リト雖モ  
 本質ノ見ル所ニ據レハ是レ頗ル法律ト道  
 徳トヲ混同シタル規定ニシテ開明ノ今日  
 ニ在リテハ到底存スルコトヲ得サルモノ  
 ナリ蓋シ風俗ヲ害スヘキ行為ハ多クハ公

ノ秩序ヲ害スヘキモノナルヲ以テ其公ノ  
 秩序ニ及スルノ理由ニ依リ之ヲ無効トス  
 ルハ則チ可ナリト雖モ公ノ秩序又ハ善良  
 ノ風俗ニ及スル行為ト云ハハ必ス後既ハ  
 公ノ秩序ニ關係ナキ行為ニシテ而モ道徳  
 上善良ナル風俗ニ合致シタル行為ト視難  
 キモノヲ辨スヘキハ勿論ナリ若シ然ラハ  
 法律ハ其モ社會ノ秩序國家ノ安寧ニ關係  
 ナキ行為ニマテ干渉スルモノト謂ハサル  
 コトヲ得ス是レ豈ニ今時ノ法律思想ニ及  
 スルモノニ非スレテ何ソヤ蓋シ羅馬ニ於  
 テハ法律ノ發達未タ完カラス勸モスレハ  
 法律ト道徳トノ境界ヲ認識シタルノ跡ナ

キニ非ス故ニ風俗ヲ害スルノ行爲ハ又同  
時ニ法律ニ背クノ行爲ナリト誤信シテ右  
ノ規定ヲ誤クタルヲ後世ノ學者立法者共  
ニ首驚シテ皆之ヲ必<sup>ニ</sup>要ナリトスルニ至リ  
タルヤ亦知ルヘカラス然レトモ羅馬ニ  
於テ風俗ナル文字カ(Mos)同時ニ慣習法ノ  
意味ヲ有セシコトハ人ノ知ル所ナリ以テ  
其法律ト道德トヲ判明ニ區別セザリシヲ  
見ルヘシ今第十九世紀ノ終末ニ於テ新ニ  
我邦ノ法典ヲ編纂スルニ方リ仍<sup>レ</sup>ホ此舊套  
ヲ墨守スルハ本質ノ甚ク遺憾トスル所ナ  
ルヲ以テ茲ニ此修正案ヲ提出シタリ